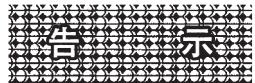


(様式第2号) (第28条関係)

退 学 願  
年 月 日  
中学校長 殿  
第 学年  
氏名 (印)  
  
保護者  
氏名 (印)  
( の事由により)、退学させてください。



長野県告示第721号

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）別表第2の6の(2)の規定により、平成23年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成23年10月24日

長野県知事 阿部守一

長野県環境保全型農業直接支援対策交付金交付要綱（平成23年4月1日付け23農技第128号農政部長通知）の規定に基づく環境保全型農業直接支払交付金及び環境保全型農業直接支払等推進交付金

(様式第3号) (第29条関係)

転 学 願  
年 月 日  
中学校長 殿  
第 学年  
氏名 ㊞  
保護者  
氏名 ㊞  
( ) の事由により)、 中学校へ転学させて  
ください。

行政改革課

(様式第4号) (第32条関係)

第 号	割 印	長野県 中学校長 氏	名 印	右の者は本校所定の課程を修了したことを証する	
				校 印	卒 業 証 書
	年 月 日			氏 生 年 月 日	

高校教育課

**長野県告示第722号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成23年10月24日

長野県知事 阿部 守一

## 1 診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アガタ薬局	松本市県1-7-19	平成23年9月1日
みうら内科クリニック	茅野市塙原2丁目7番地9号	平成23年9月1日
ひまわりレディースクリニック	須坂市墨坂四丁目7番1号	平成23年9月1日
てらさわ薬局	茅野市塙原2-7-28	平成23年9月1日
寺島薬局 佐久インターワープ店	佐久市小田井613-1	平成23年8月1日
てらおかクリニック	佐久市甲1062-2	平成23年9月1日
そうごう薬局 豊科店	安曇野市豊科5731-17	平成23年9月1日
こばやし内科クリニック	安曇野市豊科高家5441-1	平成23年8月1日

## 2 指定訪問看護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指 定 年 月 日
株式会社 青い空	松本市大字笹賀3816番地	訪問看護ステーションあおいそら	松本市大字笹賀3816番地	平成23年9月1日
合同会社 リカバリーアシスト	東御市新張1265-308	訪問看護ステーションリカバリー	東御市新張1265-308	平成23年9月1日

地域福祉課

**長野県告示第723号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成23年10月24日

長野県知事 阿部 守一

## 診療所又は薬局

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
愛生堂医院	北安曇郡池田町大字池田2841	平成23年9月30日
石曾根薬局	松本市巾上4番32号	平成23年9月30日

地域福祉課

**長野県告示第724号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成23年10月24日

長野県知事 阿部 守一

薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
アガタ薬局	松本市県1-7-19	平成23年8月31日

地域福祉課

**長野県告示第725号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成23年10月24日

長野県知事 阿部 守一

## 1 施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
河西 秀樹	塩尻市大門五番町2の10	平成23年8月1日
窪田 勝	千曲市杭瀬下505-1	平成23年8月1日
森本 健雅	安曇野市穂高有明4080-2	平成23年9月1日

## 2 施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あかつき整骨院	塩尻市大門五番町2の10	平成23年8月1日
くぼた整骨院	千曲市杭瀬下505-1	平成23年8月1日
森本接骨院	安曇野市穂高有明4080-2	平成23年9月1日

地域福祉課

**長野県告示第726号**

農畜産業振興事業補助金交付要綱（平成20年長野県告示第302号）の一部を次のように改正し、平成23年度の補助金から適用します。

平成23年10月24日

長野県知事 阿部 守一

別表第1の飼料価格高騰緊急対策事業の項の次に次のように加える。

県産稲わら緊急収集確保推進事業	稲わら収集組合等が行う県産稲わらを新たに収集する取り組みの経費	3分の1以内。ただし、10a当たり1,000円を上限とする。
-----------------	---------------------------------	--------------------------------

園芸畜産課

**長野県告示第727号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月24日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字宗賀字本山5147、5171の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第728号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月24日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

東筑摩郡生坂村3602、3605の1、3607の1、3607の7、3607の14、3607の16、3608から3610まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

生坂村3605の1、3609、3610

イ 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第729号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月24日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

東筑摩郡生坂村3493の1、3495、3496、3510の2、3511の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第730号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月24日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

東筑摩郡生坂村7345、7347の1、7347の2、7385の2、7386の2、7388の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

森林づくり推進課